

令和6年度 幼児教育・保育の 無償化の申し込み案内

[子育てのための施設等利用給付申請]

No.1 認可外保育施設等の利用者向け

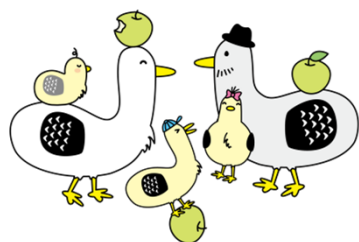
[対象施設]

認可外保育施設

一時預かり事業

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター



松戸市役所 子ども部保育課
047-366-7351



幼児教育・保育の無償化とは・・・

保育料が無償となります

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、幼児教育・保育の無償化が実施されました。お子様が通う幼稚園や認定こども園の預かり保育等の保育料に相当する額を「施設等利用給付」として、松戸市から補助し、上限額までの範囲で給付されることにより実質的に無償化になります。

施設等
利用給付
2号認定

3～5歳

※満3歳になった初めの4月1日以降

保育料 無償



施設型給付を受ける幼稚園

施設等
利用給付
1号認定

月額上限
25,700円補助



幼稚園
(施設型給付を受ける
幼稚園は除く)

月額上限
11,300円補助

日額上限450円
×利用日数(※1)



幼稚園の
預かり保育

※保育所や幼稚園等を利用せず、認可外保育施設等のみを利用する場合の月額上限額は、**37,000円補助**

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



特定の要件(※2)を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。その場合の認可外保育施設等の上限額は上限額11,300円から幼稚園の預かり保育分(※1)を除いた額

0～2歳 (住民税非課税世帯)

※満3歳になった初めの3月31日まで

保育料 無償



認可保育所

認定こども園

施設等
利用給付
3号認定

月額上限
42,000円補助

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



満3歳に達した場合は、幼稚園の利用も可能

保育料 無償



施設型給付を受ける幼稚園

施設等
利用給付
1号認定

月額上限
25,700円補助



幼稚園
(施設型給付を受ける
幼稚園は除く)

施設等
利用給付
3号認定

月額上限
16,300円補助

預かり保育料(※1)



幼稚園の
預かり保育

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



特定の要件(※2)を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。その場合の認可外保育施設等の上限額は上限額16,300円から幼稚園の預かり保育分(※1)を除いた額

※1 幼稚園の預かり保育料補助上限額：日額上限450円×利用日数

※2 特定の要件：幼稚園の預かり保育の期間が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の場合は、認可外保育施設等の併用可能です。

2 施設等利用給付とは

お子様の利用する施設にお支払した「保育料」を、松戸市から保護者の方へ給付いたします。この給付を「施設等利用給付」といいます。

認可外保育施設等（一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンターを含む）のみを利用している方が「施設等利用給付」を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※幼稚園に在籍（教育時間の利用）及び幼稚園の預かり保育を利用している方は、幼稚園を経由した「施設等利用給付1号認定」を申請していただきます。

詳しくは、松戸市子ども部幼児教育課（TEL047-701-5126）へお問い合わせください。

3 施設等利用給付「2号認定」・「3号認定」の要件

認可外保育施設等を利用して、施設等利用給付を受ける場合は、施設等利用給付「2号認定」もしくは施設等利用給付「3号認定」を受ける必要があります。

それぞれの認定は、保護者（父母）に以下の「保育を必要とする事由」が必要です。

【保育を必要とする事由】

1 就労	居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。（月あたり64時間以上の就労）
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
3 保護者の疾病・障害	保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。
4 同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時、介護・看護していること。
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6 求職活動	求職活動を継続的に行っていること。（3ヶ月までの求職活動）
7 就学	専修学校、職業訓練学校等に昼間通学していること。
8 その他	上記に類する状態にあること。

4 認可外保育施設等を利用する場合

保護者が
施設へお支払

施設等利用給付により
松戸市から給付

施設等利用費の上限額

0～2歳 (非課税世帯) 〔施設等利用給付〕 3号認定	3～5歳 〔施設等利用給付〕 2号認定
42,000円	37,000円

※年齢の区分は、お子様の4月1日現在の年齢。
※対象施設を複数利用した場合も、施設等利用給付の対象となります。

※「実費」とは、教材費、行事費、給食費、通園送迎費等。



給付を受けるための手続

5 認定

【提出先】 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市役所 子ども部保育課入所入園担当室

【提出方法】 郵送もしくは窓口

【提出書類】

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書
 - ※「教育・保育給付認定」を受けている方（給付の対象となる期間に、保育施設を利用している方は除く）は、認可外保育施設等のみを利用する場合において、当該申請書の提出は不要
- ②保育を必要とする事由を証明する書類
 - ※父、母及び18歳以上65歳未満の同居者（同一住所、親族の方等）分が必要
 - ※ひとり親の場合は、戸籍謄本の提出が必要
- ③保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
 - ※保育所等の利用申し込みをせずに、認可外保育施設等のみを希望する場合
- ④令和5年度及び令和6年度住民税非課税証明書
 - ※0～2歳の施設等利用給付認定3号を申請する方のうち、以下の場合は提出
 - ・令和5年1月1日に松戸市外に住民票がある場合…令和5年度住民税課税証明書
 - ・令和6年1月1日に松戸市外に住民票がある場合…令和6年度住民税課税証明書
- ⑤振込先口座の通帳等のコピー（A4）

【保育を必要とする事由を証明する書類】

事由		必要書類	チェック
1	就労	就労証明書 ※シフト勤務で変則的な就労形態の方は、直近1ヶ月のシフト表を添付 ※自営の場合、実績が確認できる証明書類(青色申告書の写し、開業届の写し、営業証明書等)を添付	<input type="checkbox"/>
2	妊娠・出産	出産予定届 ※添付書類（母子健康手帳の写し）	<input type="checkbox"/>
3	保護者の疾病・障害	診断書または身体障害者手帳など	<input type="checkbox"/>
4	同居親族等の介護・看護	介護・看護状況申告書 ※添付書類（診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、入院計画書等）	<input type="checkbox"/>
5	災害復旧	罹災証明書	<input type="checkbox"/>
6	求職活動	求職活動申告書	<input type="checkbox"/>
7	就学	合格通知（就学前の場合） 在学証明書または学生証（顔写真付き）、時間割スケジュール	<input type="checkbox"/>
8	その他	状況により依頼	<input type="checkbox"/>

6 決定通知

松戸市が認定を行い、保護者の方へ「施設等利用給付認定(却下)通知書」を送付します。
※認定の審査では、松戸市が必要に応じて勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。
認定後、申請した内容に変更が生じた場合は、松戸市にお申し出ください。



給付を受けるための手続

7 施設等利用費の請求

施設等利用費の請求は、保護者の方が松戸市子ども部保育課入所入園担当室に行います。

請求の手続きに必要な書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- (1) 施設等利用費請求書 [保護者記入]
- (2) 施設等利用費請求内訳書 [保護者記入]
- (3) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書 [利用した施設が発行]
※ファミリー・サポート・センターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」 [提供会員発行]
- (4) 認定保護者（請求者）の印鑑 [訂正印等で使用]

【請求期間】

令和6年4月から令和6年9月分までの施設等利用給付
請求期間 令和6年10月上旬（予定）※12月頃給付予定

令和6年10月から令和7年3月分までの施設等利用給付
請求期間 令和7年4月上旬（予定）※5月頃給付予定

※請求に関する案内は、後日松戸市からお知らせいたします。

手続き様式


- ・ 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・ 就労証明書
- ・ 出産予定届
- ・ 介護・看護状況申告書
- ・ 求職活動申告書
- ・ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
- ・ 施設等利用費請求書
- ・ 施設等利用費請求内訳書
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書
- ・ 活動報告書



給付を受けるための手続

【参考】 手続の流れ（5. 認定～7. 施設等利用費の請求）

【5. 認定～6. 決定通知】

手続	ご案内
施設等利用給付認定申請書の取得	○配布場所：松戸市子ども部保育課入所入園担当室 松戸市根本387-5 松戸市役所新館7階 ※松戸市ホームページにおいて、申請様式のダウンロードできます。 
施設等利用給付認定申請書の提出	○提出書類 ・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由を証明する書類 ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ・振込先口座の通帳等のコピー（A4） ○提出先：松戸市子ども部保育課入所入園担当室 ○提出方法：郵送もしくは窓口 （宛て先）〒271-8588 松戸市根本387番地の5
認定通知の受理	○「施設等利用給付認定（却下）通知書」がお手元に届きます。

【7. 施設等利用費の請求】

手続	ご案内
施設の利用	○保育料の支払い
証明書の受理	○「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書」の受理 ※ファミリー・サポート・センター事業をご利用の場合は、「活動報告書」を受理
請求書類一式の提出	○請求書類等 （1）施設等利用費請求書 （2）施設等利用費請求内訳書 （3）特定子ども・子育て支援の提供に係る領収兼支援提供証明書 ※ファミリー・サポート・センターの場合は、上記証明書に代えて、「活動報告書」 （4）認定保護者（請求者）の印鑑（持参） ○提出先：松戸市子ども部保育課入所入園担当室
施設等利用費の助成	・保護者の方の金融機関の口座へ入金されます。（年2回）



松戸市役所 子ども部保育課
松戸市根本387-5
TEL : 047-366-7351